

国 海 員 第 7 3 号

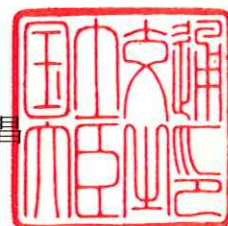
令和 7 年 7 月 1 4 日

交通政策審議会

会長 橋本 英二 殿

国土交通大臣

中 野 洋 昌



交通政策審議会への諮問について

船員職業安定法（昭和 23 年法律第 130 号）第 55 条第 5 項の規定に基づき、
下記事項について諮問する。

記

諮問第 481 号

船員派遣事業の許可について

諮問理由

別紙に掲げる者に対する船員派遣事業の許可を行うにあたり、船員職業安定法
第 55 条第 5 項の規定に基づき、交通政策審議会の意見を聴く必要があるため。

船員派遣事業許可申請事業者一覧

事業者名	住 所
株式会社エンタープライズマリタイム	東京都港区新橋三丁目4番10号2階
幸洋汽船有限会社	山口県防府市大字新田1855番地